

波佐見町町制 70 周年記念公演売店等設置運営要領

1 目的

この要領は、波佐見町町制 70 周年記念公演事務局（以下「事務局」という。）が設置する売店及びその他類する施設等（以下「売店等」という。）の設置並びに運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 売店等設置会場等

売店等を設置する場所、期間及び開設時間は、原則として次のとおりとする。ただし、事務局は、必要に応じてこれを変更することができる。

なお、荒天時の取扱いについては、申請時に別途協議するものとする。

場所	イベント名	期日	開設時間
波佐見町総合文化会館の施設周辺で事務局が指定する場所	波佐見町町制 70 周年記念公演	令和 8 年 11 月 14 日（土）	11：00～13：30 （予定）

3 出店者の負担

出店の運営に要する経費、事務局が設置する施設及び備品以外の設営物は、出店者が負担する。この場合において、事務局が設置する施設及び備品については、4 に定める。

なお、出店料は無料とする。

4 売店等の規模

売店等の設置規模は、1 ブースあたり 2,700 mm×3,600 mm 程度とし、事務局において次の施設及び備品を用意する。

品 名	規 格	数 量
テント	2,700 mm×3,600 mm	1
長机	450 mm×1,800 mm	2
椅子	パイプ椅子	4

5 出店の申請及び承認

（1） 出店を希望する者は、売店等出店申請書（様式第 1 号）により申請をしなければならない。

（2） 事務局は、出店の申請をした者の中から 6 の規定に基づき選定を行い、適当と認めた者に対して売店等出店承認書（様式第 2 号）により、出店を承認するものとする。

6 出店者の条件

出店を申請できる者は、次に定める条件を全て満たすものとする。

（1） 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録をうけていること。

（2） 法令等に違反して過去 1 年間処分を受けていないこと。

（3） 食品を取扱う売店にあっては、過去 3 年間食中毒の発生の事故歴がないこと。

- (4) 別表Ⅰに掲げるいずれにも該当しないこと。
- (5) 出店者は、事務局が出店要件を確認するため、関係機関から情報提供を受ける場合があることに承諾すること。

7 販売品目

売店等において販売又は営業する品目については、次に定めるものとする。

- (1) 特産品（波佐見町及び長崎県内のもの）
- (2) 食品
- (3) その他事務局が必要又は適当と認めるもの

8 出店係員

事務局は売店の円滑な運営を図るため、出店係員を置き、売店の管理運営について指導監督するものとする。

9 出店者及び売店責任者

- (1) 出店者は従業員のうちから売店責任者を定め、当該売店に常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者は、当該売店の管理運営について従業員等を指揮監督し、販売等が適正に行われるよう努めるとともに、出店係員の指示があった場合はこれに従うものとする。

10 遵守事項

出店者及びその従業員等は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品衛生法の許可を要する営業にあたってはその許可証等を店頭に掲示すること。
- (2) 食品関係売店は、食品衛生関係法令等の基準に従い、適切な陳列及び保管に努め、容器包装等による汚染防止及び直射日光を避ける等、食中毒防止のために必要な措置を講じること。
- (3) 販売品等の搬入、陳列、搬出及び販売は、必ず指定された時間内に行い、従業員中は、名札等を着用して売店関係者であることを明示すること。
- (4) 販売等の搬入及び搬出に使用する車両は、指定された場所に駐車すること。
- (5) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (6) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (7) 売店及びその周辺の清掃は、各出店者の責任のもとに行い、その日に発生したごみはその日のうちに、各自で搬出处分し、環境美化に努めること。
- (8) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切丁寧な対応を心がけること。
- (9) 天候の悪化等の事情により、事務局がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (10) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、事務局及び出店係員の指示に従うこと。

11 禁止事項

売店等において次に定める事項を禁止する。

- (1) 第三者に対し、出店者の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は売店の管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外において、立ち売り及び呼び込み販売若しくは飲食物の調理・加

工を行うこと。

(4) アルコール飲料及び事務局が許可していない品目を販売すること。

(事務局が特産品として認めた場合は除く)。

(5) 拡声器又は音響機器類を使用すること。

(6) 売店用に設置されたもの以外の会場の附帯設備（電源等）を使用すること（事務局が特に認めた場合を除く）。

(7) 火気を使用すること（事務局が特に認めた場合を除く）。

(8) その他、事業の運営に支障があるような行為をすること。

12 出店の停止

事務局は、出店者（従業員等を含む。）が関係法令等及び本要領に違反したと認めるときは、出店を停止することができる。

なお、出店者に損害等が生じることがあっても、事務局はその賠償の責を負わない。

13 事故等の処理

売店等において事故等が発生したときは、出店係員及び売店責任者は、直ちに事務局及び関係機関に報告し、その指示に従い処理に当たらなければならない。

14 原状回復

出店者は、大会終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復したのち、出店係員の検査を受けなければならない。

15 損害賠償

出店者（従業員等を含む。）の故意又は過失により、会場内の施設、他の出店者又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする。

16 疑義の協議

この要領に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、事務局と出店者が協議のうえ信義誠実に対応するものとする。

17 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月24日から施行する。

別表 I

- 1 暴力団又は暴力団員又は暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）
- 2 業務に関し、暴力団又は暴力団関係者を使用したと認められる者
- 3 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- 4 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している認められる者
- 5 その業務等に関し、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等を利用するなどしていると認められる者
- 6 実行委員会の事業等の実施に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等と知りながら、契約を締結する者
- 7 実行委員会の事業等の実施に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等と知りながら、原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設を使用する者